令和７年（フ）第１０７号
（最後の住所）岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１、開始決定時の住所岐阜市鷺山東２丁目２番33号、（前住所）岐阜市楠町１丁目16番地１（楠コーポ　Ｂ１号室）
破産者　亡加藤勇相続財産（開始決定時の表示　加藤　勇）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１５１号
三重県亀山市布気町28番地　ルイメゾンＡ棟203号、開始決定時の住所三重県亀山市亀田町400番地32
破産者　山田　幸彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０１号
大阪府羽曳野市島泉八丁目14番２号ステラウッド島泉Ⅱ
破産者　株式会社奥工管
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１９号
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目25番１号２階
破産者　合同会社Ｃ’Ｓ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８６４号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―12―411
破産者　相馬　利彦
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１９号
佐賀市川副町大字西古賀23番地６
破産者　株式会社ノグチ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６４５号
熊本市東区御領六丁目３番70号
破産者　有限会社アクティブ機工
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第５３７号
鹿児島市鴨池新町14番９号
破産者　株式会社ライドオートサービス
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第１９号
鹿児島県日置市吹上町今田344番地３
破産者　石野　信久
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３号
鹿児島市和田２丁目16番１号　ジャルダンフリューリードーソンⅡ　306号
破産者　吉留　竹志
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２９１３号
愛知県日進市竹の山３丁目1415番地　キャメロット305、従前の住所名古屋市名東区大針２丁目253番地　グリーンヒルズ名東106号
破産者　崎浜　国秀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５７１０号
大阪府茨木市南春日丘４丁目２番23号
破産者　櫻井設計事務所こと　櫻井　一郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７９号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番26―301号、開始決定時大阪市平野区加美正覚寺１丁目17番31号
破産者　中武　善夫
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７９号
徳島県徳島市新浜町一丁目４番39―13号、開始時の住所徳島県徳島市新浜本町一丁目８番43号
破産者　花房　弥生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１号
福岡県大牟田市大字吉野561番地３
破産者　川口　かおる
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第６８号
鹿児島県霧島市国分姫城南11番11号　ルカハイツ207
破産者　上園　祐樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第２５３号
石川県金沢市中村町17番13号　中野ビル２号、開始決定時の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目303番地
破産者　パールドライこと　下村　純平
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目68番地２
破産者　坪光　英男
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部